

## 事務局説明資料

### 議事（１）紹介受診重点医療機関に係る協議について

#### 【資料１】紹介受診重点医療機関に係る協議について

- 令和４年度から新たに始まりました外来機能報告について、この度、国から報告データが提供されました。
- 昨年度の本会議でもご説明させていただきましたとおり、当該データを元に、各地域医療構想調整会議にて紹介受診重点医療機関の協議を進めていくこととされております。
- なお、紹介受診重点医療機関の制度的な概要につきましては、「参考資料１」をご覧ください。
- まず、資料１ ページ目の「埼玉県における協議方針」をご覧ください。
- この方針案は、国から示された外来機能報告のガイドラインを元に検討したものでございます。
- 協議を進めるにあたり、それぞれの医療機関について、紹介受診重点外来の基準を満たしているかどうかと、紹介受診重点医療機関となる意向があるかどうかで、３つのグループに分類します。
- 具体的には、基準を満たし、かつ意向もある医療機関を「①」、基準は満たしているが、意向がない医療機関を「②」、基準は満たさないが、意向はある医療機関を「③」といたします。
- まず「①」につきましては、特別な事情がない限り紹介受診重点医療機関とする方向で協議を進めてまいりたいと考えております。
- 次に「②」につきましては、その意向を第一に考慮しつつ、制度の趣旨を踏まえた意向の再確認等を行ったうえで協議を進めてまいりたいと考えております。
- 最後に「③」につきましては、紹介率・逆紹介率を活用しながら、当該医療機関の意向を踏まえた協議を行ってまいりたいと考えております。
- なお、診療報酬算定の観点から、早期の紹介受診重点医療機関に係る協議及び公表が求められているため、この度は書面開催により「①」の医療機関について、先行して協議をさせていただいております。
- 次に、資料１ ページ目の中ほど「紹介受診重点医療機関の通知・公表」でございます。

- 医療機関の意向と地域医療構想調整会議での結論が一致した医療機関について、紹介受診重点医療機関として本県のホームページ上で公表いたします。
- また、公表にあたっては、本県から該当する医療機関の皆様へ公表の内容や日程等についてお知らせいたします。
- 最後に、資料1 ページ目の下「診療報酬上の取扱い」をご覧ください。
- 紹介受診重点医療機関として公表されますと、一般病床 200 床以上を有する医療機関においては、「紹介受診重点医療機関入院診療加算」の算定が可能となるほか、紹介状なしで受診する場合等の定額負担の徴収が発生いたします。
- 次に、資料2 ページ目をご覧ください。
- こちらが、本圏域における前頁の「①」に該当する医療機関の一覧でございます。
- 資料の下部の「協議案」にございますとおり、当該医療機関については基準と意向が合致していることから、県ホームページ等において、紹介受診重点医療機関として公表することとしたいと考えております。
- なお、公表日は令和5年8月1日を予定しております。
- 事務局案に対するご意見を、別紙様式「令和5年度第1回埼玉県川越比企地域医療構想調整会議（書面開催） 議事に対する質疑・意見書」にご記入ください。